

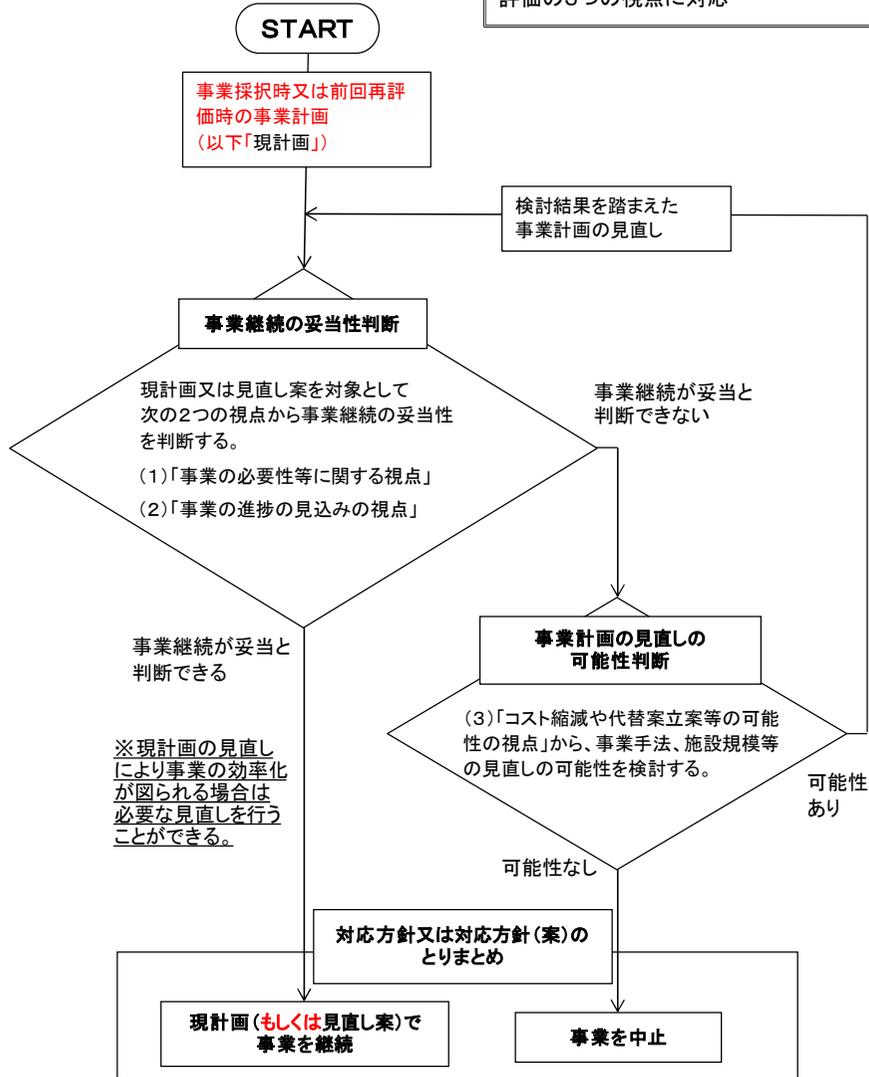
現行	新
<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る再評価手法</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 3 月 31 日 国営施第 30 号</p> <p>1. 再評価の手順 官庁営繕事業に係る再評価は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（以下「実施要領」という。）第 5 の 4 の考え方を踏まえ、別紙に示す手順により行い、実施要領第 4 の 1（3）に示される対応方針又は対応方針（案）をとりまとめる。</p> <p>2. 再評価の考え方 実施要領第 5 の 3 に定められた「再評価の視点」からの再評価の考え方は、次のとおりとする。 （1）事業の必要性等に関する視点 事業採択時、<u>前回再評価時</u>の事業計画（以下「現計画」という。）又は事業計画の見直し案（以下「見直し案」という。）を対象として事業継続の妥当性を次表の①～③の項目ごとに検討又は確認を行って判断する。</p>	<p style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る再評価手法</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 3 月 31 日 国営施第 30 号 最終改正 平成 29 年 3 月〇日</p> <p><u>1. 目的</u> 本手法は、「<u>官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目</u>」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 5 の 1. に基づき再評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、<u>評価の客観性を確保することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 再評価の手順</u> 官庁営繕事業に係る再評価は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」<u>（平成 27 年 8 月 21 日付け国官総第 82 号、国官技第 122 号）</u>（以下「実施要領」という。）第 5 の 4 の考え方を踏まえ、別紙に示す手順により行い、実施要領第 4 の 1（3）に示される対応方針又は対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p><u>3. 再評価の考え方</u> 実施要領第 5 の 3 に定められた「再評価の視点」からの再評価の考え方は、次のとおりとする。 （1）事業の必要性等に関する視点 事業採択時の事業計画（<u>再評価を実施した事業については、前回再評価時の事業計画</u>。以下「現計画」という。）又は事業計画の見直し案（以下「見直し案」という。）を対象として事業継続の妥当性を次表の項目ごとに検討又は確認を行って判断する。</p>

現行	新																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>検討・確認の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</td> <td>事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。</td> </tr> <tr> <td>②事業の投資効果</td> <td>事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。</td> </tr> <tr> <td>③事業の進捗状況</td> <td>事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の進捗の見込みの視点 現計画又は見直し案を対象として事業継続の妥当性を今後の事業の進捗の見込みから判断する。</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性について検討する。</p> <p>3. 再評価の方法 上記2. (1) の①及び②の項目の検討又は確認は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。</p> <p>4. 対応方針又は対応方針(案)のとりまとめ 対応方針又は対応方針(案)は、上記2. の(1)、(2)及び(3)の視点からの判断を踏まえ、総合的に判断してとりまとめる。なお、再評価の結果、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評点のいずれかが要件を満たさなくなった場合も同様とする。</p> <p>5. 施行 本手法は、平成23年4月1日から施行する。 なお、本手法の施行に伴い、「官庁営繕事業に係る再評価手法」(平成20年3月31日国営施第23号)は廃止する。</p>	項目	検討・確認の内容	①事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。	②事業の投資効果	事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。	③事業の進捗状況	事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>検討・確認の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</td> <td>事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。</td> </tr> <tr> <td>②事業の投資効果</td> <td>事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。</td> </tr> <tr> <td>③事業の進捗状況</td> <td>事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の進捗の見込みの視点 現計画又は見直し案を対象として事業継続の妥当性を今後の事業の進捗の見込みから判断する。</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性について検討する。</p> <p>4. 再評価の方法 3. (1) の表①及び②の項目の検討又は確認は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。</p> <p>5. 対応方針又は対応方針(案)の取りまとめ 対応方針又は対応方針(案)は、3. に掲げる各視点からの判断を踏まえ、総合的に判断して取りまとめる。なお、再評価の結果、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」又は「事業計画の効果」の評点のいずれかが要件を満たさなくなった場合も同様とする。</p> <p>(削除)</p>	項目	検討・確認の内容	①事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。	②事業の投資効果	事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。	③事業の進捗状況	事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。
項目	検討・確認の内容																
①事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。																
②事業の投資効果	事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。																
③事業の進捗状況	事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。																
項目	検討・確認の内容																
①事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。																
②事業の投資効果	事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。																
③事業の進捗状況	事業の進捗率ほどの程度か。残事業の内容等はどうか。																

# 官庁営繕事業に係る再評価の実施手順

別紙

注) (1)~(3)は、実施要領に示された再評価の3つの視点に対応



# 官庁営繕事業に係る再評価の実施手順

別紙

注) (1)~(3)は、実施要領に示された再評価の3つの視点に対応

